

第 60 版 IATA 危険物規則書 (2019 年) の主な変更点

IATA 危険物規則書の第 60 版は、ICAO の Dangerous Goods Panel が 2019-2020 年版の ICAO Technical Instructions (ICAO 技術指針) を編纂するに当たり 導入した変更点を含み、且つ、IATA の Dangerous Goods Board が採択した変更点のすべてを包含している。ここに掲げた変更点は、規則書の使用者の一助として、第 60 版で変わった主な事項を喚起する目的で書かれ、すべての変更点を網羅したものではない事に留意されたい。各章、節にまとめて、変更点を記してある。

総 論

第 60 版を通して、“risk” (リスク - 危険な恐れ) という言葉を “hazard” (ハザード - 危険要素) に置き換えている。例えば、副次危険性の “subsidiary risk” を “subsidiary hazard” に変えている。この変更は、“risk” という言葉を正しく使い、Safety Management Systems (SMS - 安全管理システム) で “Safety Risk” (安全を脅かすリスク) を “the predicted probability and severity of the consequences or outcome of a hazard” (予想可能な確率で発生する危険要素が原因、もしくは結果の激しさ) と定義されている事に整合性を持たせたものである。危険物の物質や物件に固有要素としてあるのは “hazard” (危険要素) であり、危険要素の取り扱いに “risk” (危険な恐れ、危険性) が伴うのであって、物質や物件に固有のリスクがあるのではない。

1.- Applicability (適用)

1.5 Training Requirements

1.5.0.3 反復訓練の際の 3 ヶ月の猶予期間の説明に分かり易い例を加えた。当初資格の有効期限に説明を加えた。

2.- Limitations (制限)

2.3 Dangerous Goods carried by Passengers or Crew (乗員・乗客が携行する危険物)

2.3.0 手荷物の危険物を定義・判断するには、最も適切な品目を 2.3 項から選出しなければならない。もし、複数の危険性があれば、それぞれの項目に従って処理をしなければならない。更に、2.3.0.5 では旅客の手荷物が機内持ち込み出来なくなった場合、航空会社は旅客に対して、預託手荷物として禁じられたものが手荷物の中に入っていないことを確認しなければならないとした。

2.3.0.8 放射性医薬品が医療・治療のため、旅客の体内に埋め込まれている場合と、**Energy efficient lamp** が小売り容器に収納されている場合は、本規則書の規定の適用を受けないので、2.3 項及び Table 2.3.A から削除された。

2.3.2.2; 2.3.2.3; 2.3.2.4 - バッテリー作動の歩行補助装置の規定を簡単に分かり易く統一した。航空機の搭載する際、航空会社は歩行補助装置が正しく固縛され、手荷物や他の貨物から損傷を受けないよう保護されているか、確認しなければならない。リチウム・イオン・バッテリーで作動する歩行補助装置に記載されていた“collapsible” (折りたたみ式) の文言は削除された。

2.8 – State and Operator Variations (政府・運航者例外規定)

数多くの追加、変更があるので注意すること。

3. – Classification (分類)

3.5.1.2.2 **Ammonium nitrate fertilizers** (硝酸アンモニウム肥料) の分類に説明を加えた。

3.6.2.6 **Infected animal material** (ウイルスを持った動物) の項を削除した。

3.8 腐食性物質の分類について、特に混合物の包装等級の割り当てについて顕著な変更があった。この変更は UN Subcommittee of Experts と GHS Subcommittee の努力によって第 8 分類の物質の輸送、並びに補給及び使用にわたり分類基準を統一した結果である。

3.9.2.6 (f) リチウム金属セル及びリチウム・イオン・セルの両方を含む **Hybrid lithium batteries** を対象とした新しい分類基準である。

(g) はリチウム・セルやバッテリーの製造業者及び下流の販売業者は 2020 年 1 月 1 日以降、国連の 38.3 のテストの要約 (summary) を提出しなければならない。

3.11.4 **Energetic samples** (活性物質) の分類を新たに加えた。

3.12 **Articles containing dangerous goods, n.o.s** (危険物を含む物件, n.o.s.) を新しく加えた。UN3363 の許容限度を超してしまう危険物を不可欠な要素として包含している物件に対して設けられた。12 件の新国連番号 (UN3537 から UN3548) と正式輸送品目名が加えられた。

4. – Identification (識別)

4.2 List of Dangerous Goods (危険物リスト)

危険物リストへの変更は下記のとおり

- UN3537 から UN3548 まで 12 個の新国連番号が Class 2, 3, 4, 5, 8 及び 9 と区分 6.1 の **Articles containing dangerous goods, n.o.s.** に与えられた。
- **UN3316 Chemical kit/First aid kit** の PG II と PG III への言及を削除。SP A44 に従い、荷送人がキットの中の最も危険度の高い物質を特定してキットの PG を定めること。

- ・ **UN3302 2-Dimethylaminoethyl acrylate** に “stabilized” を追記。
- ・ **Disilane** に **ID 8001** を割り当て。UN Subcommittee が pyrophoric gases (自然発火性のガス) について結論を出すまでの臨時措置である。**Disilane** は輸送禁止品である。
- ・ **UN3536 Lithium battery installed in cargo transport unit** の新設。この項は、他モードコンテナ (multi-modal container) に装備されているリチウム・イオン・バッテリー、バッテリー管理システム及び、他の大規模固定ベース・バッテリーとして作動する電子装置を含む。
- ・ すべてのリチウム・バッテリーの ”N” 欄に記載されている Emergency response drill code (ERG Code - 緊急時ドリル・コード) の “9FZ “ を “12FZ” に置き換えた。リチウム・バッテリーの危険要素の属性 (inherent hazard) は “9 – No general inherent risk” (9 - 一般的な固有のリスクなし) ではなく、ICAO DGP で合意が成立した新しいドリル・ナンバーの “12 – Fire, heat, smoke, toxic and flammable vapour” (12 - 火災、熱害、煙害、毒害及び可燃性蒸気害” が採択された。

4.4 – Special Provisions (特別規定)

特別規定の変更点は次のとおりである。

- ・ **Vehicles** に対する SP A21, A134, A203 及び A207 はすべて “Not used” とし、代わりに SP A214 を新設した。
- ・ A59 を改訂、使用不能もしくは破損したタイヤ・アセンブリーとしての除外項が適用になる最大ゲージ圧力を示した。
- ・ A67 を改訂、包装基準 PI 872 の非漏洩型バッテリーの分類に要する試験基準を示した。
- ・ 硝酸アンモニウム肥料の分類について、A79 と A90 を改訂、A89 を “Not used” とした。
- ・ A107 を改訂、**Dangerous goods in apparatus** もしくは **Dangerous goods in machinery** に含まれる危険物の量が包装基準 PI 982 の限度量を超してしまう場合の輸送方法。
- ・ A201 を改訂、リチウム金属もしくはリチウム・イオン・バッテリーを旅客機搭載の貨物として、発地国、仕向地国及び、航空会社の所属する国の政府機関の許可を得て輸送する場合の規定を示した。

新しく挿入された特別規定は次のとおりである。

- ・ A213 – リチウム金属セル及びリチウム・イオン・セルで構成されている Hybrid lithium batteries は UN3090 もしくは UN3091 に割り当てられ、Section II の場合は、限度量を守ること。
- ・ A334 – A201 で輸送が許可になったリチウム・バッテリーに課せられる輸送条件。
- ・ A806 – **Articles containing dangerous goods, n.o.s.** について、荷送人が副次危

- 険性を決定するための指針を与えた。副次危険性は申告書に明記しなければならない。
- ・ A807 – **Disilane** もしくはその他の自然発火性ガスにはこの項を使用してはならない。

5. – Packing (包装)

Packing Instructions

- ・ PI 200 及び PI 218 – シリンダーの圧力を計算する際の用語についての解説を加えた。
- ・ PI 361 及び PI 364 – **UN1308 Zirconium suspended in a flammable liquid PG I** と PG II を組合せ容器に収納し、輸送物の総重量が最大 75 kg に止めることに改訂。
- ・ PI 459 – 少量の Energetic samples (活性物質) の梱包方法を示した。
- ・ PI 620 及び PI 650 - 圧力差要件と温度差要件をそれぞれ独立した試験要件とした。
- ・ PI 958 - 単一容器に加えて、組み合わせ容器の使用を認めた。
- ・ PI 966 及び PI 969 - 外装容器に装置と共に収納が許されるスペアのセルもしくはバッテリーの数量を明記した。

6. – Packaging Specifications and Performance Tests (容器の規格と性能試験)

6.4.2 – 新しい ISO 基準 (ISO Standards) を紹介。製造に関して ISO 基準の有効期間。その後には ISO 基準は適用にならない。

7. - Marking & Labelling (マーキングとラベリング)

7.2.1 - 容器に正しく GHS ピクトグラム (GHS 絵文字) を付ける要件を明示した Note を付けた。

7.2.2.3.2 (a) – ハザード・ラベル (hazard label) の規格に変更があった。ラベルの縁の最低 2 mm 幅の線の要件は削除になった。

7.2.2.3.2 (c) - リチウム電池用の Class 9 危険性ラベルの下半分には Class 番号の 9 以外、テキストは不要と明記した。

Lithium battery handling label – 7.2.4.7 と Figure 7.4.H に掲示してあった旧リチウム・バッテリー取扱いラベルは削除した。

8. – Documentation (書類)

8.1.1 及び 8.1.7 – この両方のパラグラフに Note を付け加えた。59 版に示されていた危険物申告書の書式は 2024 年 12 月 31 日まで使用が認められる。この Note が加えられた理由は危険物申告書の書式の改訂が行われたからだ。”Subsidiary risk” は “subsidiary Hazard” に置き換えられている。また、58 版以来、署名者の肩書と、署名場所は不要になっていた。旧書式に不要箇所が増え、用語の変更もあるので、書式を一新する事になった。

8.1.9 – 申告書の作成見本はすべて、新書式に書かれている。

9. – Handling (取扱い)

9.3.2.1.4 – 新しい規定が加わった。Class 3 UN3528 に割り当てられた **Engine** もしくは **Machinery** は区分 5.1 の主危険性もしくは副次危険性を有する物資・物件と隔離する必要は無い。

9.3.4.3 – 貨物専用機に搭載する際の例外規定として、UN3528 もしくは UN3529 は貨物専用機の如何なる位置に搭載しても差し支えない。

9.5.1.1.3 – 機長への通知書 (NOTOC) の記載事項に飛行日 (Date of flight) の記載を加えた。

Appendices (付録)

- Appendix A – Glossary (語彙集) に数々の改訂があるので注意を願う。
- Appendix B – Appendix B.2.2.4 に新しい Cargo IMP code が加わっている。
EBM – UN 3090 PI 968 Section II
EBI – UN 3480 PI 965 Section II
この新しい2つのコードで、装置と同梱もしくは装置に装着の UN3091 もしくは UN3481 Section II と区別をハッキリさせることが出来る。
ELM – UN 3091 PI 969/PI 970 Section II
ELI – UN3481 PI 966/PI 967 Section II
- Appendix C – Self-reactive substances (C.1) と Organic peroxides (C.2) のリストに変更がある。
- Appendix D - 関係官庁のデータが最新のものに変わった。
- Appendix E – 国連規格容器の供給業者 (UN Specification Packaging Suppliers) (E.1) と容器の検査機関 (Package Testing Facilities) (E.2) のデータを最新のものにした。
- Appendix F - IATA 書籍販売業者 (Sales Agents) (F.2)、IATA 公認訓練校 (IATA Accredited Training Schools) (F.3 – F.5)、IATA 公認訓練センター (IATA Authorized Training Center) (F.6) の改訂。
- Appendix H – Appendix H の 1.5 の内容は ICAO Dangerous Goods Panel で合意を見た Competency-based training (能力ベースの訓練) に改訂された。2021年1月1日から採択し、2年間の移行期間を設けてある。Appendix H は Competency-based training (能力ベースの訓練) の詳細についても記してある。これは、まだ案であるので、業界からの意見を聞きたい。

以 上